

令和元年第4回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和元年 5月31日
午前11時00分開会
午前12時00分閉会
場 所 中頓別町役場小会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。

西 一彦、石井 進、藤田 健一、石橋 美代子、石黒 和浩、栗林 松三

6名

- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志

- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也

- 5 議 事

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

議案第1号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について（下限面積の設定）

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 6 その他

(1) 中頓別町開拓110年・町制施行70周年記念に伴う功労者等の表彰該当者の推薦について

(2) 今後の予定について

①中頓別町農業担い手育成センター会議

5月31日（金）午後1時～ 役場会議室

②令和元年第2回中頓別町議会定例会

6月6日（木）～10日（月） 午前9時30分～ 役場大会議室

③第40回北海道農業者年金協議会総会

6月19日(水) 午後2時～4時30分 札幌市(自治労会館)

④一般社団法人北海道農業会議第87回総会

6月20日(木) 午後1時30分～3時30分 札幌市(自治労会館)

⑤市町村農業委員会事務局長研修会

7月3日(水) 午前10時～ 札幌市(自治労会館)

(3) その他

7 閉会

事務局長

ただ今から、令和元年第4回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。
まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会 長

(挨拶終了)

事務局

【欠席報告】

本日の欠席はありません。

【定数報告】

本日の出席委員は6名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、よろしくお願い致します。

議 長

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

〇〇番 〇〇委員、〇〇番 〇〇委員を指名いたします。

次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。

事務局

【会務報告】

議 長

会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。

なしの声

なければ、それでは、次第の6番、報告第1号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。

内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、報告第1号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」説明をいたします。

次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

令和元年5月31日提出 中頓別町農業委員会会長。

資料につきましては、この報告の2枚目以降にございまして、令和元年〇〇月〇〇日付けで提出がございました。その報告書に対しまして、「農地所有適格法人要件確認書」を資料に載せてございます。

本件について提出報告のありました法人は、〇〇〇〇です。当該法人は、農地所有適格法人における要件を全て満たしていると考えてございます。

また、法人代表者・氏名、決算期、要件、報告書受理日については資料のとおりですので、朗読は割愛させて頂きたいと思えます。

以上で、報告第1号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」の説明を終わります。

議長

ただいま、報告第1号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」、事務局からの説明が終わりました。報告の内容につきまして、何か、意見等はございませんか。

質疑なしの声

質疑が無いようですので、次に、議案の審議に移りたいと思えます。

それでは、議事の審議に移りたいと思えます。

議案第1号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について（下限面積の設定）」を議題といたします。

内容について、事務局から説明いたさせます。

事務局長

それでは、議案第1号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について（下限面積の設定）」説明をいたします。

農地法第3条第2項第5項に定める下限面積の設定及び別段面積の設定について、審議を求めます。

令和元年5月31日 提出

中頓別町農業委員会会長。

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことに伴いまして、下限面積（別段の面積）を北海道知事に代わりまして農業委員会が毎年、設定または修正の必要性について審議することになっております。

農地を売買、賃貸などで利用権を取得しようとするときは、取得後の経営面積の合計が北海道では2ヘクタール以上とならなければ、原則、取得することはできません。これが、農地法第3条に定められている下限面積でございます。

下限面積設定の理由でございますが、農地法施行規則第17条第1項に基づき、北海道の下限面積である2ヘクタール未満の農地を耕作している農業経営体が全農業経営体のおおむね4割を超えていないため、別段の下限面積の設定は行わないとするもので、平成29年第3回総会において、それまでは設定していた下限面積の50aから北海道の下限面積である2haに見直しをしており、令和元年度においても、本農業委員会としての下限面積の設定は行わないこととするものであります。なお、今後の見直しの可能性につきましては、農業委員会の中で機会を設けて協議ができればと考えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議長

議案第1号の「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」、事務局から説明が終わりました。何か、意見等ございますでしょうか。

なしの声

質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」は承認することに決しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を事務局より議案の説明いたさせます。

事務局長

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。令和元年5月31日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号 所〇〇番、土地の表示は、次のページをご覧ください。〇〇筆。面積合計は〇〇〇㎡。対価は〇〇〇〇円で、引渡しの時期は、令和元年〇〇月〇〇日。譲渡人は〇〇〇〇。譲受人は〇〇〇〇さん。計画理由は、〇〇〇〇。譲受人の状況であります。経営地 畑〇〇〇haで、この面積は今回申請のあった

土地を含んでおります。労働力〇人、幹旋無で、資金は〇〇〇〇、年金は加入されております。農地位置につきましては、次ページ以降の図面のとおりであります。

本件につきましては、平成〇〇年〇〇月に〇〇〇〇〇により、利用集積計画に基づき賃貸借されている農地であります。

続きまして賃〇番の説明を行います。

土地の表示は〇〇〇〇〇〇筆〇〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は〇〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇。借主は〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇〇ha であり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労働力〇人、幹旋なし、資金は自己資金、年金は加入されております。賃貸借終期は令和〇年〇〇月〇〇日の〇年間であります。農地位置につきましては、次ページ以降の図面のとおりであります。

以上、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議 長

それでは、審議に移ります。まず所〇番 〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の件について、何かご質疑はありますでしょうか。

なしの声

質疑なしと認め、所〇〇番を承認することにご異議ありませんか。

異議なしの声

異議なしと認め、所〇〇番は承認すること決しました。

次に賃〇〇番の審議に移りますが、本件は〇〇委員に関する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、退席をお願い致します。ここで、暫時休憩致します。

(〇〇委員退席)

